

全剣連級位審査規則改正に伴う当連盟審査規程関係改正

平成22年4月1日施行

※ 剣道について級位審査規則が改正されました。加盟団体の指導者の方は、この規則改正による「木刀による剣道基本技稽古法」を十分にご指導くださるようお願いいたします。

改 正

現 行

第2章 段位及び級位の審査

第9条 級位は、一級から三級までとし、剣道の基本を修習し、技倆相当なる者に与えられる。二級以下の審査及び認定は剣道連盟会長が加盟団体に委任して行う。また、加盟団体が四級以下の級位を定め、審査および認定することを妨げない。ただし、二級・三級の審査は別表1の基準による。

以下省略

附則

一部改正 平成17年4月1日から施行する
一部改正 平成22年4月1日から施行する

別表1

段級位	剣道級位審査基準	
	項目	審査基準
三級	1. 剣道の基本 2. 木刀による剣道基本技稽古法「基本1から4まで」	
二級	1. 剣道の基本 2. 木刀による剣道基本技稽古法「基本1から6まで」	
一級	1. 別表3 剣道一級審査会要領による 2. 木刀による剣道基本技稽古法「基本1から9まで」	

別紙2

審査規程第14条に規定する審査実施内容

称号・段・級位	剣道	
	実技	道剣道形
一級	一級審査要領(別表4)並びに木刀による剣道基本技稽古法「基本1から9まで」	

別表3

一級位審査会要領

4. 実施要領

第2章 段位及び級位の審査

第9条 二級以下の審査は、加盟団体がこれを定めて行うことが出来る。

附則

一部改正 平成17年4月1日から施行する

別表1

段級位	剣道級位審査基準	
	項目	審査基準
一級	別表3 剣道一級審査実施順序による	

別紙2

審査規程第14条に規定する審査実施内容

称号・段・級位	剣道	
	実技	道剣道形
一級	別表4	

別表3

剣道一級位審査会要領

4. 実施要領

(1) 審査級位 一級位（剣道、居合道、杖道を含む。）

(3) 審査資格

② 剣道連盟に、二級を登録している者。

(4) 審査要領

① 剣道は実技のみとし、別表4「剣道一級審査実施要領」および「木刀による剣道基本技稽古法基本1から9まで」により受審者相互に元立ちをする。

8. 二級は、各団体、学校において試験の結果、二級の資格ありと認めた者を、速やかに別紙様式の二級登録申請書に登録料を添え、提出すること。

以上

(1) 審査級位 一級位（居合道、杖道を含む。以下「剣道」という。）

(3) 受審資格

② 剣道連盟に、剣道二級を登録している者。

(4) 審査要領

① 実技のみとし、別表4「剣道一級審査実施要領」により受審者相互に元立ちをする。

8. 剣道二級には、各団体、学校において試験の結果、二級の資格ありと認めた者は、速やかに別紙様式の二級登録申請書に登録料を添え、提出すること。

以上